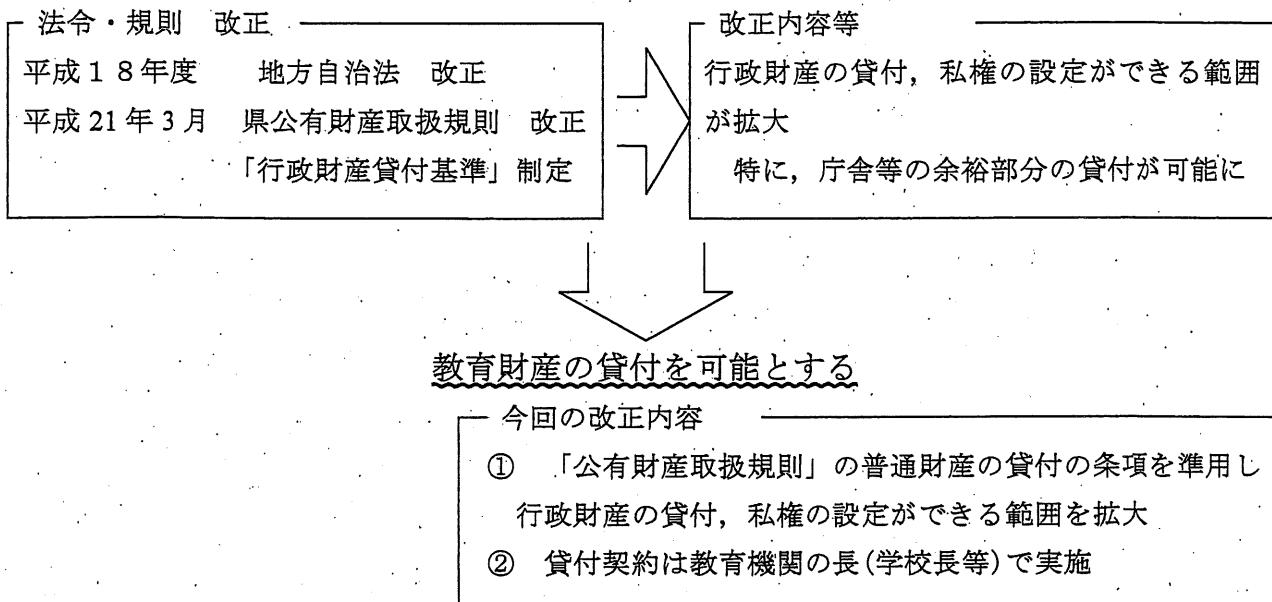


「徳島県教育財産管理規則」の改正について

1 教育財産の貸付等に関する規定の追加



2 教育財産の所属、管理機関の変更(追加)

現状

当該事務を所管する教育機関の所属・管理

改正理由

- ① 指定管理者制度の導入・・・指定管理者（民間人）が教育機関の長に
例・牟岐少年自然の家
② 新規学校予定地として取得した財産・・・管理する教育機関が不在

改正後

教育長が指定する課等においても管理可能

3 施行期日

平成23年4月1日

貸付規定の今後の運用等について

教育施設等貸付基準を制定予定

行政財産（庁舎等）貸付基準を準用

○貸付の範囲等について

第2条から第5条において、貸し付けできる場合を限定

学校においては、生徒の安全確保、環境保持等が優先される必要があるため、貸付について
は限定されることとなると考えられる。

第2条（用途目的を妨げない限度）

- (1) 教育機関の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (2) 教育施設等の管理上支障が生じるおそれがあること。
- (5) その他教育施設等の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

第5条（使用許可と貸付の区別）

- ・余裕スペースがある場合には原則貸付
- ・現在使用許可を行っている事案は、引き続き使用許可も可能

現実的には、当面の間は入札が見込まれる等、積極的に貸付を行う場合に限定され、第2条の規定等から、利用目的、利用形態等から、貸し付けしても問題ないと考えられる次のような場合に限り、貸付で対応することも可能とする。

- ①学校を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合。
- ②利用形態等から、学校の運営、管理に支障が生じないと判断できると教育長が認めた用途に供する場合。
- ③地域貢献の観点から、地元公共団体、公共的団体又は地域住民等の利用を認める場合。
- ④その他教育長が特に認めた場合。

貸付と使用許可の違い

行政財産の余裕スペースの「貸付」

（自治法第238条の4 第2項第4号）

- ① 私法上の契約
- ② 貸付先を比較的自由に設定できる
- ③ 公募（入札）により貸付先選定が可能
- ④ 定期借地契約等により、長期の貸し付けが可能

行政財産の「使用許可」

（自治法第238条の4 第2項第7号）

- ① 行政処分としての許可
- ② 「財産の用途又は目的を妨げない限度」内で相手先等が限定される
- ③ 使用料は条例・規則に基づく定額
- ④ 原則として1年間の許可（更新可能）

条例等立案表

題名	徳島県教育財産管理規則の一部を改正する規則		
課(室)名	施設整備課	担当者名	岩朝 弘和
電話番号	三一八八		
制定理由	<p>地方自治法の一部が改正され、行政財産を貸し付け又は私権を設定することができる場合が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 地方自治法の一部改正等に伴う所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、平成二十三年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）</p>		
備考			
備			

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

徳島県教育委員会

委員長

佐藤盛仁

徳島県教育財産管理規則の一部を改正する規則

徳島県教育財産管理規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育長が指定する」の下に「教育委員会事務局の課等又は」を加える。

第五条中「財産管理者」の下に「又は前条により指定された各課長等（以下、「財産管理者等」という。）」を加える。

第六条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条中「財産管理者」を「財産管理者等」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（教育財産の貸し付け等）

第十九条の二 教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定するときは、徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）第二十七条から第四十五条まで（第四十条第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において「普通財産」を「教育財産」、「知事」を「財産管理者等」に読み替えるものとする。

2 財産管理者等は、教育財産の貸し付けを一般競争入札又は競争入札により実施しようとするときは、その内容等について事前に教育長の承認を受けなければならない。

3 財産管理者等は、第一項の規定により教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定しようとするときは、教育財産貸付承認申請書（様式第九号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

第二十条の見出しを「（教育財産使用許可・貸付台帳）」に改め、同条第一項中「財産管理者」を「財産管理者等」に、「許可したときは」を「許可又は貸し付けを行ったときは」に、「教育財産使用許可台帳（様式第九号）」を「教育財産使用許可・貸付台帳（様式第十号）」に、「使用期間」を「使用・貸付期間」に改め、同条第二項中「財産管理者」を「財産管理者等」に、「教育財産使用許可台帳」を「教育財産使用許可・貸付台帳」に改める。

第二十二条中「財産管理者」を「財産管理者等」に改める。

第二十三条中「財産管理者」を「財産管理者等」に、「（様式第十号）」を「（様式第十一号）」に改める。

様式第八号の次に次の一様式を加え、様式第九号を様式第十号とし、様式第十号を様式第十一号とする。

教育財産貸付承認申請書

年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

職
氏名

印

教育財産の借受申請がありましたので、承認してくださるよう徳島県教育財産管理規則第19条の2第3項の規定により申請します。

- 1 貸付ようとする相手方
- 2 貸付の目的及びその理由
- 3 貸付ようとする教育財産の明細

(土地については、その所在地、地番、地目及び面積、建物については、その所在地、種目、構造、建て面積及び延べ面積、その他の財産については、その種類、数量等)

- 4 貸付期間
- 5 貸付料及びその算定方法
- 6 無償又は、減額貸付をする場合は、その根拠及び理由
- 7 貸付条件（貸付料納入の時期及び方法並びに延滞金に関するなどを含む。）
- 8 関係図面(位置図、実測図等)
- 9 その他必要な事項

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

新	旧
<p>(教育財産の所属)</p> <p>第四条 教育財産は、当該事務事業を所管する教育機関に所属させる。ただし、当該教育機関に所属させることが不適当と認められるもの及び二以上の教育機関の所管に係るものについては、教育長が指定する教育委員会事務局の課等又は教育機関に所属させるものとする。</p> <p>(教育財産の管理)</p> <p>第五条 財産管理者又は前条により指定された各課長等(以下、「財産管理者等」という。)は、当該教育機関に所属する教育財産を管理する。</p> <p>第二章 管理</p> <p>(管理上の注意事項)</p> <p>第六条 財産管理者等は、所属する教育財産について、常に次に掲げる事項に留意し、当該財産の効率的な使用及び良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 維持、保存及び使用状況の適否 二 境界標その他標識の設置の有無、その設置状況の適否及び境界認定書の有無 三 登記及び登録の有無 四 不法占有の有無 五 減失又は荒廃若しくはき損するおそれの有無 六 使用を許可した教育財産の使用状況、その対価の額及び徵収状況 七 現況と財産台帳及び附属図面との符合状況 八 火災及び盗難の予防処置の適否 九 その他教育財産管理の適法性 <p>2 財産管理者等は、前項各号について、管理上改善する必要があると認めたときは、すみやかに適正な措置を講じなければならない。</p> <p>3 財産管理者等は、借受財産をその借受けの目的及び条件に従い善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。</p> <p>(管財事務主任者等)</p> <p>第七条 財産管理者等は、所属職員のうちから、所属する教育財産の事務を行なわせるもの一人を定め、そのうち一人を管財事務主任者とし、他の一人を管財事務副主任者としなければならない。</p> <p>2 財産管理者等は、所属する教育財産の管理規程を定め、その取扱い及び責任を明らかにしなければならない。</p> <p>(重大なる事故の場合の措置)</p> <p>第八条 財産管理者等は、火災の発生その他教育財産の管理上重大な事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(職員等の居住の禁止)</p> <p>第九条 財産管理者等は、その管理する建物で、取得の</p>	<p>(教育財産の所属)</p> <p>第四条 教育財産は、当該事務事業を所管する教育機関に所属させる。ただし、当該教育機関に所属させることが不適當と認められるもの及び二以上の教育機関の所管に係るものについては、教育長が指定する教育機関に所属させるものとする。</p> <p>(教育財産の管理)</p> <p>第五条 財産管理者は、当該教育機関に所属する教育財産を管理する。</p> <p>第二章 管理</p> <p>(管理上の注意事項)</p> <p>第六条 財産管理者は、所属する教育財産について、常に次に掲げる事項に留意し、当該財産の効率的な使用及び良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 維持、保存及び使用状況の適否 二 境界標その他標識の設置の有無、その設置状況の適否及び境界認定書の有無 三 登記及び登録の有無 四 不法占有の有無 五 減失又は荒廃若しくはき損するおそれの有無 六 使用を許可した教育財産の使用状況、その対価の額及び徵収状況 七 現況と財産台帳及び附属図面との符合状況 八 火災及び盗難の予防処置の適否 九 その他教育財産管理の適法性 <p>2 財産管理者は、前項各号について、管理上改善する必要があると認めたときは、すみやかに適正な措置を講じなければならない。</p> <p>3 財産管理者は、借受財産をその借受けの目的及び条件に従い善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。</p> <p>(管財事務主任者等)</p> <p>第七条 財産管理者は、所属職員のうちから、所属する教育財産の事務を行なわせるもの一人を定め、そのうち一人を管財事務主任者とし、他の一人を管財事務副主任者としなければならない。</p> <p>2 財産管理者は、所属する教育財産の管理規程を定め、その取扱い及び責任を明らかにしなければならない。</p> <p>(重大なる事故の場合の措置)</p> <p>第八条 財産管理者は、火災の発生その他教育財産の管理上重大な事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(職員等の居住の禁止)</p> <p>第九条 財産管理者は、その管理する建物で、取得の</p>

目的(取得後において用途を変更したもの)を含む。」が職員その他の者を居住させることを目的としないものについては、職員その他の者を居住させてはならない。ただし、教育財産の管理、取締りその他特に必要があると認められる場合において、教育長の承認を受けたものについては、この限りでない。

(所属替え)

第十条 財産管理者等は、教育財産の所属替えを受けようとするときは、教育財産所属替え承認申請書(様式第一号)により、教育長の承認を受けなければならない。
2 前項の承認を受けたときは、所属替え教育財産引継書(様式第二号)により教育財産の引継ぎを受け、その一部を教育長に提出しなければならない。

(教育財産の用途変更等)

第十一条 財産管理者等は、次の各号に掲げる措置をする必要が生じたときは、当該各号に掲げる申請書を教育長に提出しなければならない。
一 教育財産の用途変更(廃止) 教育財産用途変更(廃止)申請書(様式第三号)
二 教育財産の現状変更(模様替、移転、移植又は造成等) 教育財産現状変更申請書(様式第四号)

(使用の許可)

第十二条 財産管理者等は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により教育財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
2 財産管理者等は、前項の規定にかかわらず、教育財産の使用期間が一年を超える場合又は異例の場合には、教育財産使用許可承認申請書(様式第五号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、電線、電柱その他の工作物及びその附属設備で徳島県行政財産使用料規則(昭和五十四年徳島県規則第十号)に定めるものを設置する場合は、この限りでない。

(使用許可の範囲)

第十三条 前条第一項の規定により教育財産の使用を許可することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
一 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供する場合
二 県の職員、県立学校における生徒等当該施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
三 県の学術調査、研究、県の施策の普及宣伝その他の公共目的のために行なわれる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合
四 電気、水道又はガス供給事業の用に供することができないと認められる場合
五 災害その他の緊急事態の発生により当該財産を応急施設として短期間使用する場合
六 その他県の事務、事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合

(使用の期間)

第十四条 教育財産の使用を許可する期間は、一年以内

目的(取得後において用途を変更したもの)を含む。」が職員その他の者を居住させることを目的としないものについては、職員その他の者を居住させてはならない。ただし、教育財産の管理、取締りその他特に必要があると認められる場合において、教育長の承認を受けたものについては、この限りでない。

(所属替え)

第十条 財産管理者は、教育財産の所属替えを受けようとするときは、教育財産所属替え承認申請書(様式第一号)により、教育長の承認を受けなければならない。
2 前項の承認を受けたときは、所属替え教育財産引継書(様式第二号)により教育財産の引継ぎを受け、その一部を教育長に提出しなければならない。

(教育財産の用途変更等)

第十一条 財産管理者は、次の各号に掲げる措置をする必要が生じたときは、当該各号に掲げる申請書を教育長に提出しなければならない。
一 教育財産の用途変更(廃止) 教育財産用途変更(廃止)申請書(様式第三号)
二 教育財産の現状変更(模様替、移転、移植又は造成等) 教育財産現状変更申請書(様式第四号)

(使用の許可)

第十二条 財産管理者は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により教育財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
2 財産管理者は、前項の規定にかかわらず、教育財産の使用期間が一年を超える場合又は異例の場合には、教育財産使用許可承認申請書(様式第五号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、電線、電柱その他の工作物及びその附属設備で徳島県行政財産使用料規則(昭和五十四年徳島県規則第十号)に定めるものを設置する場合は、この限りでない。

(使用許可の範囲)

第十三条 前条第一項の規定により教育財産の使用を許可することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
一 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供する場合
二 県の職員、県立学校における生徒等当該施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
三 県の学術調査、研究、県の施策の普及宣伝その他の公共目的のために行なわれる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合
四 電気、水道又はガス供給事業の用に供することができないと認められる場合
五 災害その他の緊急事態の発生により当該財産を応急施設として短期間使用する場合
六 その他県の事務、事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合

(使用の期間)

第十四条 教育財産の使用を許可する期間は、一年以内

とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 電線、電柱その他の工作物及びその附屬設備で徳島県行政財産使用料規則に定めるものを設置する場合で、財産管理者等が特に必要であると認める場合

二 水道管及びガス管の埋設等恒久的な施設を設けるために使用する場合その他教育長が特に必要であると認める場合

2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。
(許可の条件)

第十五条 教育財産の使用の許可には、使用目的、使用期間、使用料並びに使用料納付の時期及び方法のほか、次の各号に掲げる事項をその許可の条件として附さなければならぬ。ただし、特に必要でないと認めたものについては、その一部を省略することができる。

一 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによつて生じた損失については、県に対してその補償を求めないこと。

二 既納の使用料は、還付しないこと。ただし、徳島県行政財産使用料条例(昭和三十九年徳島県条例第十一号)第五条ただし書の規定に該当する場合は、その使用期間に応じ、利息を附することなく還付すること。

三 使用の許可を受けた教育財産を他に転貸し、又は担保に供してはならないこと。

四 財産管理者等の承認を受けた場合のほか、使用財産を目的外の使用に供し、又はその原形を変更してはならないこと、及び承認を受けて使用財産の原形を変更した場合においては、必要に応じ、当該使用者に使用期間の終了又は許可の取消しのときにおいて原形に回復させることができること。

五 使用者は、善良な管理者の注意をもつて使用するものとし、使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、き損し、又は滅失し、その他使用の許可の条件に違反する行為があつたときは、第一号の規定によりその許可を取り消すほか、財産管理者等は、その損害の補償を要求することができること。ただし、原状に回復したときは、その損害の補償を免除することがあること。

六 使用料を指定した納期限までに納付しないときは、徳島県行政財産使用料条例第七条本分の規定により延滞金を徴収するものであること。

七 電話、電気、ガス及び水道等の費用は、徳島県行政財産使用料条例第三条の使用料とは別に、使用者が負担するものであること。

八 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用は、県に対して請求することができないこと。

九 その他必要と認める事項
(使用料)

とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 電線、電柱その他の工作物及びその附屬設備で徳島県行政財産使用料規則に定めるものを設置する場合で、財産管理者が特に必要であると認める場合

二 水道管及びガス管の埋設等恒久的な施設を設けるために使用する場合その他教育長が特に必要であると認める場合

2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。
(許可の条件)

第十五条 教育財産の使用の許可には、使用目的、使用期間、使用料並びに使用料納付の時期及び方法のほか、次の各号に掲げる事項をその許可の条件として附さなければならぬ。ただし、特に必要でないと認めたものについては、その一部を省略することができる。

一 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによつて生じた損失については、県に対してその補償を求めないこと。

二 既納の使用料は、還付しないこと。ただし、徳島県行政財産使用料条例(昭和三十九年徳島県条例第十一号)第五条ただし書の規定に該当する場合は、その使用期間に応じ、利息を附することなく還付すること。

三 使用の許可を受けた教育財産を他に転貸し、又は担保に供してはならないこと。

四 財産管理者の承認を受けた場合のほか、使用財産を目的外の使用に供し、又はその原形を変更してはならないこと、及び承認を受けて使用財産の原形を変更した場合においては、必要に応じ、当該使用者に使用期間の終了又は許可の取消しのときにおいて原形に回復させることができること。

五 使用者は、善良な管理者の注意をもつて使用するものとし、使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、き損し、又は滅失し、その他使用の許可の条件に違反する行為があつたときは、第一号の規定によりその許可を取り消すほか、財産管理者等は、その損害の補償を要求することができること。ただし、原状に回復したときは、その損害の補償を免除することがあること。

六 使用料を指定した納期限までに納付しないときは、徳島県行政財産使用料条例第七条本分の規定により延滞金を徴収するものであること。

七 電話、電気、ガス及び水道等の費用は、徳島県行政財産使用料条例第三条の使用料とは別に、使用者が負担するものであること。

八 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用は、県に対して請求することができないこと。

九 その他必要と認める事項
(使用料)

第十六条 教育財産の使用については、徳島県行政財産使用料条例の定めるところにより使用料を徴収する。 （使用許可の手続）	第十六条 教育財産の使用については、徳島県行政財産使用料条例の定めるところにより使用料を徴収する。 （使用許可の手續）
第十七条 財産管理者等が、教育財産の使用を許可しようとするときは、当該財産について使用の許可を受けようとする者から教育財産使用許可申請書（様式第六号）を提出させ、内容を調査のうえ、適当と認めるときは、教育財産使用許可指令書を交付してその使用を許可するものとする。	第十七条 財産管理者が、教育財産の使用を許可しようとするときは、当該財産について使用の許可を受けようとする者から教育財産使用許可申請書（様式第六号）を提出させ、内容を調査のうえ、適當と認めるときは、教育財産使用許可指令書を交付してその使用を許可するものとする。
2 前項の規定は、第十四条第二項の使用期間を更新する場合について準用する。	2 前項の規定は、第十四条第二項の使用期間を更新する場合について準用する。
（使用目的等の変更）	（使用目的等の変更）
第十八条 財産管理者等が、次の各号に掲げる許可をしようとするときは、使用者から当該各号に掲げる申請書を提出させ、教育長の承認を経て許可するものとする。	第十八条 財産管理者が、次の各号に掲げる許可をしようとするときは、使用者から当該各号に掲げる申請書を提出させ、教育長の承認を経て許可するものとする。
一 使用目的の変更 使用許可財産使用目的変更申請書（様式第七号）	一 使用目的の変更使用許可財産使用目的変更申請書（様式第七号）
二 原形の変更 使用許可財産原形変更申請書（様式第八号）	二 原形の変更使用許可財産原形変更申請書（様式第八号）
（使用財産の返還）	（使用財産の返還）
第十九条 財産管理者等は、使用許可の期間が満了したとき又は使用許可の取消しをしたときは、使用者立会のうえ、当該財産について、異状のないことを確認し、その引渡しを受けなければならない。	第十九条 財産管理者は、使用許可の期間が満了したとき又は使用許可の取消しをしたときは、使用者立会のうえ、当該財産について、異状のないことを確認し、その引渡しを受けなければならない。
（教育財産の貸し付け等）	（教育財産の貸し付け等）
第一九条の一 教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定するときは、徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）第三十七条から第四十五条まで（第四十条第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において「普通財産」を「教育財産」、「知事」を「財産管理者等」に読み替えるものとする。	第一九条の一 教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定するときは、徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）第三十七条から第四十五条まで（第四十条第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において「普通財産」を「教育財産」、「知事」を「財産管理者等」に読み替えるものとする。
2 財産管理者等は、教育財産の貸し付けを一般競争入札又は競争入札により実施しようとするときは、その内容等について事前に教育長の承認を受けなければならない。	2 財産管理者等は、教育財産の貸し付けを一般競争入札又は競争入札により実施しようとするときは、その内容等について事前に教育長の承認を受けなければならない。
3 財産管理者等は、第一項の規定により教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定しようとするときは、教育財産貸付承認申請書（様式第九号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。	3 財産管理者等は、第一項の規定により教育財産を貸し付け、又はこれに私権を設定しようとするときは、教育財産貸付承認申請書（様式第九号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
（教育財産使用許可・貸付台帳）	（教育財産使用許可台帳）
第二十条 財産管理者等は、教育財産の使用を許可又は貸し付けを行ったときは、教育財産使用許可・貸付台帳（様式第十号）を直ちに作成しなければならない。ただし、三十日未満の使用・貸付期間のものについては、この限りでない。	第二十条 財産管理者は、教育財産の使用を許可したときは、教育財産使用許可台帳（様式第九号）を直ちに作成しなければならない。ただし、三十日未満の使用期間のものについては、この限りでない。
2 財産管理者等は、教育財産使用許可・貸付台帳に記載されている教育財産について、変動があつたときは、直ちに教育財産使用許可・貸付台帳を修正しなければならない。	2 財産管理者は、教育財産使用許可台帳に記載されている教育財産について、変動があつたときは、直ちに教育財産使用許可台帳を修正しなければならない。
第三章 報告	第三章 報告
第二十一条 削除 （管財事務主任者等の報告）	第二十二条 削除 （管財事務主任者等の報告）
第二十二条 財産管理者等は、第七条第一項の規定に基づき管財事務主任者又は管財事務副主任者を定めたとき	第二十二条 財産管理者等は、第七条第一項の規定に基づき管財事務主任者又は管財事務副主任者を定めたとき

つき管財事務主任者又は管財事務副主任者を定めたときは、その職氏名を教育長に報告しなければならない。

(被害報告)

第二十三条 財産管理者等は、天災その他の事故により、その管理する教育財産を滅失又はき損したときは、被害報告書(様式第十一号)により、直ちに教育長に報告しなければならない。

は、その職氏名を教育長に報告しなければならない。
(被害報告)

第二十三条 財産管理者は、天災その他の事故により、その管理する教育財産を滅失又はき損したときは、被害報告書(様式第十号)により、直ちに教育長に報告しなければならない。

教育施設等貸付基準(案)

第一節 趣旨

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年5月政令第16号。以下「政令」という。）及び徳島県教育財産管理規則（昭和45年3月徳島県規則第5号。以下「教育財産管理規則」という。）に基づき、教育財産の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「教育施設等」という。）のうち、その床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付ける場合の一般的な基準を定めることにより、教育施設等の適正かつ効率的な管理及び運用を図ることを目的とする。

第二節 定義等

(用途又は目的を妨げない限度)

第2条 法第238条の4第2項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこととし、これらに該当しない場合には教育施設等を貸し付けることができる。

- (1) 教育機関の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (2) 教育施設等の管理上支障が生じるおそれがあること。
- (3) 教育機関の公共性、公益性に反する次の事項に該当すること。
 - (ア) 公序良俗に反し、又は社会通念上不適当であること。
 - (イ) 特定の個人又は企業の活動を支援する等、教育の中立性を阻害するものであること。
 - (ウ) 以上のほか、貸付けにより公共性、公益性を損なうおそれがあること。
- (4) 返還時において、教育施設等としての行政目的を達することができないか、又は極めて困難となる利用形態であること。
- (5) その他教育施設等の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

(庁舎等の管理上適当と認める者)

第3条 法第238条の4第2項第4号に規定する「当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 教育施設等を多人数で占有すること等により、廊下等の通行障害を招くおそれがある者
- (2) 電気、水道等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障をきたす者
- (3) 教育施設等のセキュリティ対策上問題があると認められる者
- (4) 県の行政上の目的と相反する目的のために利用しようとする者
- (5) 県に対する誤解又は批判並びに県民、生徒、来校者等の不安を招くおそれがある言動を伴う者
- (6) 教育施設等において、政治団体等としての業務、宗教に関連した事業等を行おうとする者
- (7) 徳島県庁舎等管理規則（昭和45年3月徳島県規則第22号）第14条各号に定める禁止行為を行おそれがあると認められる者

- (8) 貸付契約を遵守し、教育施設等を適正に管理する上で不適当と認められる者。具体的には、次に掲げる者等をいう。
- (ア) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその役職員又は構成員
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (ウ) (イ)に掲げる者の統制下にある団体又は暴力団員等が役員となっている団体
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者から委託を受けた者（再委託を受けた者を含む。）
- (オ) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (カ) 成年被後見人又は被保佐人
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、当該申立てがなされている者であっても、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (ク) 公有財産の使用許可又は貸付け等を受け、その際、使用許可を取り消され、又は契約違反を行ったことのある者
- (ケ) 本県の県税又はその延滞金を滞納している者

- (9) その他貸付財産が教育財産であることに鑑み、貸付けの相手方として不適当であると認められる者

（余裕がある部分）

第4条 法第238条の4第2項第4号に規定する「余裕がある部分」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 教育目的に利用されないと見込まれる期間が、借受け希望期間の始期から1年以上あると見込まれること。
- (2) 生徒、職員、施設利用者、車両等の通行の妨げとならない場所であること。
- （使用許可と貸付けとの区別）

第5条 教育施設等の床面積又は敷地に余裕が生じる場合は、貸付けにより対応するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合その他行政財産の使用許可（法第238条の4第7項）によることが適当又はやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

- (1) 教育財産管理規則第13条の各号に該当する場合
- (2) 徳島県行政財産使用料規則（昭和54年徳島県規則第10号）に定める電線、電柱その他の工作物又はその附属設備を設置する場合
- (3) 使用期間が1年以内であって、かつ、更新を予定していない場合
- (4) 従前から継続的に特定の相手方に対して行っている使用許可に付随して、当該相手方に対して新たに教育財産を追加的に使用させる場合

第三節 貸付申請についての留意事項

（貸付申請）

第6条 教育施設等を貸し付けようとするときは、教育機関の長は、借り受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に対して、教育施設等借受申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に必要事項を記載させた上、第3条第8号各事項のいずれにも該当しないこと等の誓約書（様式第2号）及び次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付して提出させるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 実測図
- (3) 申請物件の利用計画書（利用計画図面を添付すること）
- (4) 事業計画書
- (5) 申請者が国又は他の地方公共団体であって、貸付申請が国又は当該地方公共団体の議決機関の決裁を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる法律又は条例の条項、予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書
- (6) 申請者が法人（国又は地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業（決算）報告書
- (7) 申請者が法人（国又は地方公共団体を除く。）であって、当該教育施設等を利用するに当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類
- (8) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
- (9) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書その他許可又は認可があつた旨の証明書
- (10) 連帯保証人に関する書類（連帯保証人となる者が法人である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書。連帯保証人となる者の同意書。連帯保証人を立てない場合は、その理由書）
- (11) その他借受申請に当たり必要と認めるもの
(貸付けの相手方の選定)

第7条 貸付けの相手方の選定は、前条に掲げる必要書類が具備された申請書に係る受付年月日の先後による。ただし、次に掲げる場合は、一般競争入札の方法により選定するものとする。

- (1) 立地条件の良好な物件等、複数の申請人が見込まれる物件の貸付けを積極的に実施しようとする場合
 - (2) 申請書の受理に先立ち、同一の教育施設等について複数の者から借受けの申し出がなされているか、又はなされる見込みがある場合
 - (3) その他一般競争入札による必要があるか、又は一般競争入札による方が教育施設等の効率的な運用を図ることができると認められる場合
- 2 前項本文の場合において、同一の教育施設等について同一の受付年月日のある申請書が複数存在するときは、競争入札により貸付けの相手方を選定するものとする。
- 3 第1項ただし書き及び前項の規定により一般競争入札又は競争入札を行う場合においては、「普通財産（土地・建物）貸付料算定基準について」（平成19年2月9日付け管第803号企画総務部長通知。以下「普通財産貸付料算定基準」という。）により算定した額以上の額を提示した者の中から、最も高い価格で入札した者に貸し付けるものとする。

- 4 前項の場合において、同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとする。
- 5 貸付財産の面積、構造、設備、位置等の関係から、第1項の規定に基づき貸付けの相手方を選定した場合、教育施設等の用途又は目的を妨げ、又は効率的な運用が期待できないと認められるときは、次の基準に基づき、次の優先順位に従い選定するものとする。
 - (1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公用に供するとき。
 - (2) 国、他の地方公共団体、その他公共団体において、公益事業の用に供するとき。
 - (3) 公益的団体において、公用又は公益事業の用に供するとき。
 - (4) 企業等が公共性又は公益性の高い事業の用に供するとき。
 - (5) 企業等が県内の産業の振興に資する事業の用に供するとき。
 - (6) その他、申請物件、申請場所、当該教育施設等により実現しようとする業務の性質、申請者の資力、人的信頼関係、技術、災害防犯対策、経験等を勘案し適当と認められる者が当該事業の用に供するとき。
- 6 前各号の規定にかかわらず、教育施設等の適正かつ効率的な管理及び運用を図る上で適切と認められる合理的な理由がある場合には、法令等に基づき、総合評価方式、プロポーザル方式、コンペ方式等他の選定方法を採用することを妨げない。
- 7 借受期間が満了した場合において、当該教育施設等について複数の申請者がある場合も、前各項と同様とする。

第四節 貸付契約の内容についての留意事項

(貸付契約)

- 第8条 教育施設等の床面積に余裕が生じる場合の貸付けは、借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に定める一時使用目的の建物の賃貸借の場合を除き、原則として同法第38条に基づき定期建物賃貸借契約によるものとする。
- 2 前項の規定により貸付けを行う場合には、あらかじめ、借受人に対し、当該賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により教育施設等の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
 - 3 第1項の規定により貸付けを行う場合であって、貸付期間が1年以上であるときは、借地借家法第38条第4項に定める通知期間内に、借受人に対し、期間の満了により教育施設等の賃貸借が終了する旨を、文書により通知しなければならない。
 - 4 教育施設等の敷地に余裕が生じる場合の貸付けは、建物の所有を目的としない場合又は借地借家法第25条に定める一時使用目的の借地権の設定の場合を除き、原則として同法第22条に基づき定期借地権の設定契約によるものとする。
 - 5 第1項又は第4項の規定により教育施設等を貸し付ける場合には、公正証書による等書面によって契約するものとする。
 - 6 前項の規定により作成する公正証書には、借受人が強制執行を認諾する旨の定め（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号）を記載することとする。

(用途指定)

- 第9条 教育施設等を貸し付けるに当たっては、借受人に対して、貸付期間中は第6条に定める申

請書に添付された利用計画書及び事業計画書に基づく用途（以下「指定用途」という。）に従い利用すべき旨を、具体的に指定するものとする。

2 借受人において、指定用途を変更しようとするときは、同人に対し、徳島県公有財産取扱規則（昭和39年4月徳島県規則第25号。以下「公有財産取扱規則」という。）第43条に規定する申請書を提出させ、その内容が第2条及び第3条の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認した上で承認するものとする。

（保険）

第10条 教育施設等を貸し付けるに当たっては、必要に応じて、借受人に対し、県に対して負担する損害賠償責任を担保するため、賠償責任保険に加入させるものとする。

2 前項に規定する保険の内容は、同項の目的を達成する上で十分なものでなければならない。

（転貸又は賃借権の譲渡）

第11条 貸し付けた教育施設等の転貸又は賃借権の譲渡は、認めないものとする。ただし、指定用途に基づき教育施設等を利用する上で必要やむを得ない場合であって、教育施設等の用途又は目的を妨げず、かつ、転貸又は賃借権の譲渡を受けようとする者が第3条に掲げる事項のいずれにも該当しない場合には、転貸又は賃借権の譲渡を承認することができる。

2 前項ただし書きの場合の承認に係る申請については、第6条の規定に準じ、必要な書類を添付した上で申請させるものとする。

3 第1項ただし書きの場合においては、借受人を連帯保証人とするものとする。

4 第1項ただし書きの規定に基づき賃借権の譲渡を承認する場合には、賃借権の譲受人は県と借受人との間の契約（以下「原契約」という。）における借受人の地位を承継するものとして取り扱い、貸付期間は原契約における残期間とし、貸付料は原契約における金額とする。

（増改築）

第12条 貸し付けた教育施設等の増改築（教育施設等の維持・保存に係る行為を除く。）は、認めないものとする。ただし、指定用途に基づき教育施設等を利用する上で必要やむを得ない場合であって、教育施設等の用途又は目的を妨げず、かつ、軽微な変更に限り承認することができる。

2 前項ただし書きの場合の承認については、公有財産取扱規則第43条の規定による。

3 増改築に伴い借受人が拠出した必要費及び有益費については、償還しないものとする。

（貸付料等）

第13条 貸付料の算定については、普通財産貸付料算定基準を準用する。

2 教育施設等の貸付けに伴う電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費については、借受人において負担するものとし、その範囲及び算定方法については、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いについて」（平成元年3月31日付け管第131号総務部長通知）を準用する。

3 その他教育施設等を貸し付けるに当たり必要となる一切の費用は、すべて借受人において負担するものとする。

（減免）

第14条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月徳島県条例第9号）第4条の2の運用については、普通財産（土地・建物）無償貸付等取扱基準（昭和58年8月29日付け総務部長通知）を準用する。

（実地調査等）

第15条 財産管理者は、借受人に対して、貸付契約に定める義務の履行状況を確認するため、定期又は隨時に実地調査を行い、又は参考となるべき資料その他の報告を求めるものとする。

2 財産管理者は、前項の調査を行い、又は報告を受けたときは、実地調査等結果報告書（様式第3号）に必要書類を添付して、教育長に報告するものとする。

（契約の解除）

第16条 借受人において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除することができる。

（1）第6条の規定に基づき提出された誓約書の内容に、契約を継続しがたい虚偽の事実があることが判明したとき。

（2）第11条の規定に違反して指定用途以外の用途に供した場合において、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求めたにもかかわらず、当該期間内に指定用途に供しないとき。

（3）第13条第1項の規定に違反して無断で転貸し、又は賃借権を譲渡したとき。

（4）第14条第1項の規定に違反して無断で増改築を行ったとき。

（5）その他貸付契約に定める義務に違反した場合において、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正に応じないとき。

2 貸付期間中に当該貸付けの対象となっている教育施設等の一部又は全部について、県において公用若しくは公用又は公益事業の用に供する必要が生じた場合にも、前項と同様とする。

3 前項の規定による解除をしようとするときは、解除する日の3か月前までに、相手方にその旨を通知するよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（原状回復）

第17条 貸付期間が満了したとき又は貸付契約が解除されたときは、必ず指定した期日までに原状回復の上、当該教育施設等の明渡しをさせなければならない。ただし、更新をする場合又は貸付契約条件で別の定めをした場合は、この限りでない。

第五節 その他

（教育財産管理規則の適用）

第18条 教育施設等の貸付けについては、この基準のほか、教育財産管理規則の定めによる。

（その他）

第19条 この基準によることが著しく不適当又は困難と認められる特別の事情があるときは、教育長に協議して、特別の定めをすることができる。

施行日

この基準は、平成23年4月1日から施行する。